

熊本県食品表示ウォッチャー設置要項

第1 目的

県内の食品販売店における食品の品質表示の適正化を図るため、県民・消費者のボランティアによる協力を得て、食品の品質表示状況をモニターする熊本県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）を設置する。

第2 ウォッチャー活動の内容

- (1) ウォッチャーは、日常の買い物の際等において、食品販売店で販売されている食品の表示が食品表示法及び関係法令（景品表示法、米トレーサビリティ法、牛トレーサビリティ法等）に基づき適正に表示されているかモニターする。
- (2) 不適正表示の疑いがある表示を発見し、または当該情報を入手した場合には、直ちにくらしの安全推進課に別記様式第1号又はそれに準じた様式等により通報する。

第3 登録

1 登録の方法

県は、ウォッチャーの登録を希望する者から別記様式第2号又はそれに準じた様式による申込書の提出を受け、2の要件を満たす場合に登録するものとする。

なお、ウォッチャーとして登録した場合には、登録証を交付する。

2 登録の要件

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 熊本県内において、日常生活の中で食品の購買を行っていること。
- (3) 原則として、熊本県が行う食品表示に関する講習会を受けることが可能なこと。

3 登録の期間

登録日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

また、県は、登録者から、登録期間満了前までに別記様式第3号又はそれに準じた様式等による申出書の提出を受け、登録を更新することができる。

なお、その場合は、従前の登録を失効し、新たに登録の期間を設定するものとする。

4 氏名等の非公開

プライバシーの保護及び公正中立なモニター活動を確保するため、ウォッチャーの氏名、住所等は原則として非公開とする。

第4 講習会の開催

県は、必要に応じてウォッチャー登録等に際しての講習会を開催する。

第5 遵守事項

1 利益供与等の禁止

ウォッチャーは、その地位を利用して利益や便宜の供与を受けてはならない。

2 モニター活動の制限

- (1) ウォッチャーは、法令に基づき設置するものではないことから、販売店側の同意を得ない店内での写真撮影、伝票の閲覧の要求及び事情聴取などを行ってはならない。
- (2) ウォッチャーは、ウォッチャー活動により知り得た情報等について、県以外の第三者に提供してはならない。

第6 登録の取消

ウォッチャーが次のいずれかに該当することが確認された場合には、登録を取り消すものとする。

- 1 本人等から辞任の申し出があった場合
- 2 第5の遵守事項に違反した場合等ウォッチャーとしてふさわしくない行為を行ったことが明らかになった場合
- 3 病気、転居等によりモニター活動が困難となったと認められる場合

第7 個人情報の保護について

食品表示ウォッチャーを設置するにあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）等の関連法令に基づき、適切に取り扱うものとする。

第8 その他

県は、ウォッチャーの設置に関し、その他必要な事項は別途定める。

附 則

この要項は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年（2019年）6月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）7月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）2月13日から施行する。

別記様式第1号

＜報告先＞

〒862-8570（県庁専用のため住所記載不要）

熊本県くらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班

食の安全110番：096-333-2290、096-096-387-5558／FAX：096-382-7403

e-mail：anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県食品表示ウォッチャー報告用紙
（不適正表示の疑い、又は疑問に思う表示の通報）

住 所 _____

氏 名 _____

店 舗 名	(買物日： 年 月 日)
店舗所在地	
食 品 名	
【報告（質問）事項】	
処理状況	

熊本県食品表示ウォッチャー登録申込書

下記の事項に同意し、熊本県食品表示ウォッチャーの登録を申し込みます。

記

- 1 公正中立に活動を行います。
- 2 熊本県食品表示ウォッチャー設置要項（以下「要項」という。）の定めるところにより活動します。
- 3 要項等で定める以外の活動を行う場合に、熊本県食品表示ウォッチャーを名乗ることはしません。
- 4 自己責任の原則に基づき、良識ある社会人として熊本県食品表示ウォッチャーの活動を行います。

年 月 日

（ふりがな） 氏 名	（ ）
生年月日	年 月 日生（満 歳）
職 業	
連 絡 先	（住所） 〒 （電話番号） _____ （携帯番号） _____ （FAX番号） _____ （メールアドレス） _____

熊本県食品表示ウォッチャー登録更新申出書

下記の事項に同意し、熊本県食品表示ウォッチャーの登録を更新したいので、申し出ます。

記

- 1 公正中立に活動を行います。
- 2 熊本県食品表示ウォッチャー設置要項（以下「要項」という。）の定めるところにより活動します。
- 3 要項等で定める以外の活動を行う場合に、熊本県食品表示ウォッチャーを名乗ることはしません。
- 4 自己責任の原則に基づき、良識ある社会人として熊本県食品表示ウォッチャーの活動を行います。

年 月 日

氏名	
住所	〒
職業	
連絡先	(電話番号) _____ (携帯電話番号) _____ (FAX番号) _____ (メールアドレス) _____